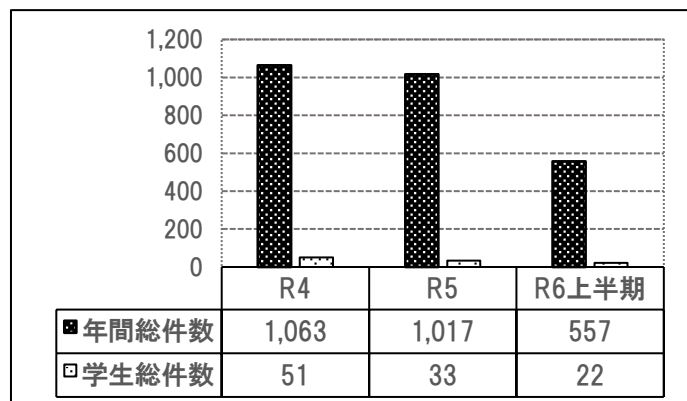




消費者トラブル注意報

【図1】草津市相談件数



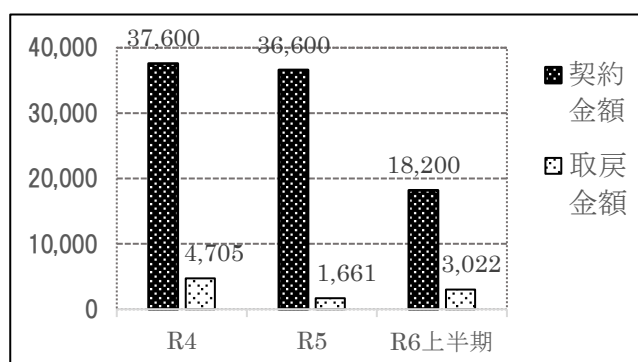
消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と、学生の総相談件数です。小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルです。R5年度上半期に比べR6年度上半期は116%と増加していますが、学生の相談件数は0.67%と減少しています。

ただ、18歳、19歳を狙ったSNSからの「副業」広告での消費者被害が多くみられます。契約に不慣れな学生が「登録」だけならと、電話番号を入力してしまい勧誘されるというケースが増えています。お金がないと断っても「必ず儲かる」と説得され、消費者金融でお金を借りさせるという手口です。実際に顔の見えない相手との契約は危険です。情報共有の名目でスマホにリモートデスクトップ（共有アプリ）の入力を求めたりするサイトには注意が必要です。きっぱり断りましょう。

最近ほとんどがネットを介しての取引で、中高年に多くみられるのが定期購入トラブルです。ネット上でのポイ活、ロマンス詐欺、フリマアプリ、サブスク、中古車等のトラブルも後を絶ちません。また、ネット上で契約し本人が承諾すると電子契約書での署名捺印が求められます。契約書は必ずダウンロードして内容確認をしましょう。【図2】契約金額と取戻し金額

【図2】は、R6年上半期にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻した金額は約3,022万円となりました。R6年上半期の契約総額が約1億8,200万円でしたので、契約金額全体の約16%以上をセンターが支援し取り戻せました。被害にあってからでは遅いことから、被害の未然防止のため消費者教育、啓発に力を入れています。



宿場祭り風景



R6年11月までの消費者教育・啓発内容です

- 4月：立命館大学新入生オリエンテーション、宿場まつり
- 5月：消費者被害防止キャンペーン、PTA研修、出前講座（高齢者向け）
- 8月：出前講座（高齢者向け）
- 10月：地域包括支援センター（支援者向け研修）
- 11月：教育研究所（小中学校教師向け）、草津養護学校（高等部）、出前講座（高齢者向け）